

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会事務決裁規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「係長」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 合議を受ける者が不在の場合は、第5条第1項から第3項までの規定を準用する。

別表第1第1号から第3号まで中「副理事」を「次長代理」に改め、同表第9号から第11号までを次のように改める。

(9) 1件500万円未満の補助金等の申請等の手続に関する事（国、府等に対して、本市が申請等を行うものに限る。）。

(10) 1件250万円未満の補助金等の交付に関する事（本市が交付主体のものに限る。）。

(11) 設計金額1件250万円未満の工事請負及び業務委託の施行の決定（金額、工期の変更を含む。）並びに業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事。

別表第1第12号中「50万円」を「100万円」に改め、「金額」の次に「、工期」を、「変更契約」の次に「、再委託」を加え、同表第13号中「130万円未満」を「1000万円以上」に、「検査報告」を「検査依頼及び報告」に改め、同表第14号中「50万円」を「250万円」に、「、修繕及び賃貸借」を「、賃貸借及び使用契約」に改め、同表第15号中「50万円」を「100万円」に改め、「修繕に関する」の次に「施行の決定、」を、「変更契約」の次に「、再委託」を加え、同表第16号中「10万円」を「100万円」に改め、同表第17号中「100万円」を「250万円」に改め、同表第18号中「5万円」を「100万円」に改め、同表第19号から第21号まで中「10万円」を「100万円」に改める。

別表第2第7号を次のように改める。

(7) 1件100万円未満の補助金等の申請等の手続に関する事。

別表第2第11号及び第12号を削り、同表中第27号を第33号とし、第21号から第26号までを6号ずつ繰り下げ、同表第20号中「10万円」を「100万円」に改め、同号を同表第26号とし、同表第19号中「10万円」を「100万円」に改め、同号を同表第25号とし、同表第18号中「10万円」を「100万円」に改め、同号を同表第24号とし、同表第17号を同表

第23号とし、同表第16号中「5万円」を「100万円」に改め、同号を同表第22号とし、同表第15号を同表第21号とし、同表第14号中「20万円」を「100万円」に改め、同号を同表第20号とし、同表第13号中「5万円」を「20万円」に改め、同号を同表第19号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (14) 契約金額1件1000万円未満の工事請負及び業務委託並びに修繕における検査依頼及び報告に関すること。
- (15) 予定金額1件100万円未満の物品の購入、印刷、賃貸借及び使用契約の施行の決定に関すること。
- (16) 予定金額1件20万円未満の物品等の修繕に関する施行の決定、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。
- (17) 予定金額1件5万円未満の物品の購入、印刷に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。
- (18) 予定金額1件40万円未満の賃貸借及び使用契約に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。

別表第2中第10号を第13号とし、同表第9号中「金額」の次に「、工期」を、「を含む。）」の次に「、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）」を加え、同号を同表第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (10) 設計金額1件100万円未満の工事請負及び業務委託の施行の決定（金額、工期の変更を含む。）に関すること。
- (11) 設計金額1件50万円未満の業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。

別表第2中第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (8) 1件50万円未満の補助金等の交付に関すること（本市が交付主体のものに限る。）。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富田林市教育委員会事務決裁規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（決裁の順序）</p> <p>第3条 決裁にいたるまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する<u>係長</u>から順次所属上司（前条第4号から第13号までに規定する上司。この場合において、同条第5号から第7号に掲げる者については部長が、第10号から第13号に掲げる者については室長及び課長が、あらかじめ定める事務分担（以下「事務分担」という。）があつた者は、当該決定をされた事務に係る決裁に限り、その者を含む。）の決定を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1</p> <p>部長専決事項（担当する事務に限る。）</p> <p>（1） 理事、部次長、<u>副理事</u> 及び課長の宿泊を要しない出張並びに部員の宿泊を要する出張に関すること。</p> <p>（2） 理事、部次長、<u>副理事</u> 及び課長の休暇その他これに類するものの承認に関すること。</p> <p>（3） 理事、部次長及び<u>副理事</u>（特に担当する事務を命ぜられていない者に限る。）の担当事務の決定に関すること。</p> <p>（4）～（8） （略）</p> <p><u>（9） 1件100万円未満の補助金の交付及び申請に関すること。</u></p> <p><u>（10） 設計金額1件100万円未満の工事請負及び業務委託の施行</u></p>	<p>（決裁の順序）</p> <p>第3条 決裁にいたるまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する<u>者</u>から順次所属上司（前条第4号から第13号までに規定する上司。この場合において、同条第5号から第7号に掲げる者については部長が、第10号から第13号に掲げる者については室長及び課長が、あらかじめ定める事務分担（以下「事務分担」という。）があつた者は、当該決定をされた事務に係る決裁に限り、その者を含む。）の決定を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 合議を受ける者が不在の場合は、第5条第1項から第3項までの規定を準用する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>部長専決事項（担当する事務に限る。）</p> <p>（1） 理事、部次長、<u>次長代理</u>及び課長の宿泊を要しない出張並びに部員の宿泊を要する出張に関すること。</p> <p>（2） 理事、部次長、<u>次長代理</u>及び課長の休暇その他これに類するものの承認に関すること。</p> <p>（3） 理事、部次長及び<u>次長代理</u>（特に担当する事務を命ぜられていない者に限る。）の担当事務の決定に関すること。</p> <p>（4）～（8） （略）</p> <p><u>（9） 1件500万円未満の補助金等の申請等の申請等に関すること（国、府等に対して、本市が申請等を行うものに限る。）。</u></p> <p><u>（10） 1件250万円未満の補助金等の交付に関すること（本市が</u></p>

の決定（金額の変更を含む。）に関すること。

- (11) 設計金額1件50万円未満の業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約を含む。）に関すること。
- (12) 予定金額1件50万円未満の修繕の施行の決定（金額 の変更を含む。）、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約 を含む。）に関すること。
- (13) 契約金額1件130万円未満の工事請負及び業務委託並びに修繕における検査報告に関すること。
- (14) 予定金額1件50万円未満の物品の購入、印刷、修繕及び賃貸借の施行の決定に関すること。
- (15) 予定金額1件50万円未満の物品等の修繕に関する 入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約 を含む。）に関すること。
- (16) 1件10万円未満の不用品の処分に関すること。
- (17) 1件100万円未満の支出負担行為（光熱水費、通信運搬費、保険給付の還付金及び賃金に係る支出負担行為を除く。）に関すること。
- (18) 1件5万円以上の調定に関すること。
- (19) 1件10万円以上の歳入還付に関すること。
- (20) 1件10万円以上の戻入及び振替に関すること。
- (21) 1件10万円以上の歳入歳出外現金に関すること。
- (22) ・ (23) (略)

交付主体のものに限る。）。

- (11) 設計金額1件250万円未満の工事請負及び業務委託の施行の決定（金額、工期の変更を含む。）並びに業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。
- (12) 予定金額1件100万円未満の修繕の施行の決定（金額、工期の変更を含む。）、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。
- (13) 契約金額1件1000万円以上の工事請負及び業務委託並びに修繕における検査依頼及び報告に関すること。
- (14) 予定金額1件250万円未満の物品の購入、印刷、賃貸借及び使用契約の施行の決定に関すること。
- (15) 予定金額1件100万円未満の物品等の修繕に関する施行の決定、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。
- (16) 1件100万円未満の不用品の処分に関すること。
- (17) 1件250万円未満の支出負担行為（光熱水費、通信運搬費、保険給付の還付金及び賃金に係る支出負担行為を除く。）に関すること。
- (18) 1件100万円以上の調定に関すること。
- (19) 1件100万円以上の歳入還付に関すること。
- (20) 1件100万円以上の戻入及び振替に関すること。
- (21) 1件100万円以上の歳入歳出外現金に関すること。
- (22) ・ (23) (略)

別表第2

課長専決事項

(1) ~ (6) (略)

(7) 1件50万円未満の補助金の申請に関すること。

(8) (略)

(9) 予定金額1件20万円未満の修繕の施行の決定（金額_____の変更を含む。）_____

_____に関すること。

(10) (略)

(11) 予定金額1件20万円未満の物品の購入、印刷、修繕及び賃貸借の施行の決定に関すること。

(12) 予定金額1件20万円未満の物品の購入、印刷、修繕及び賃貸借に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約を含む。）に関すること。

別表第2

課長専決事項

(1) ~ (6) (略)

(7) 1件100万円未満の補助金等の申請等の申請等に関すること。

(8) 1件50万円未満の補助金等の交付に関すること（本市が交付主体のものに限る。）。

(9) (略)

(10) 設計金額1件100万円未満の工事請負及び業務委託の施行の決定（金額、工期の変更を含む。）に関すること。

(11) 設計金額1件50万円未満の業務（清掃、警備、保守業務等に関するものに限る。）の入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。

(12) 予定金額1件20万円未満の修繕の施行の決定（金額、工期の変更を含む。）、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関すること。

(13) (略)

(14) 契約金額1件1000万円未満の工事請負及び業務委託並びに修繕における検査依頼及び報告に関すること。

- (13) 1件5万円未満の不用品の処分に関する事。
- (14) 1件20万円未満の支出負担行為（光熱水費、通信運搬費、保険給付の還付金及び賃金に係る支出負担行為を除く。）に関する事。
- (15) (略)
- (16) 1件5万円未満の調定に関する事。
- (17) (略)
- (18) 1件10万円未満の歳入還付に関する事。
- (19) 1件10万円未満の戻入及び振替に関する事。
- (20) 1件10万円未満の歳入歳出外現金に関する事。
- (21) ~ (27) (略)

- (15) 予定金額1件100万円未満の物品の購入、印刷、賃貸借及び使用契約の施行の決定に関する事。
- (16) 予定金額1件20万円未満の物品等の修繕に関する施行の決定、入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事。
- (17) 予定金額1件5万円未満の物品の購入、印刷に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事。
- (18) 予定金額1件40万円未満の賃貸借及び使用契約に関する入札・見積の参加者の決定、入札・見積の予定価格の決定並びに契約の締結及び報告（変更契約、再委託を含む。）に関する事。
- (19) 1件20万円未満の不用品の処分に関する事。
- (20) 1件100万円未満の支出負担行為（光熱水費、通信運搬費、保険給付の還付金及び賃金に係る支出負担行為を除く。）に関する事。
- (21) (略)
- (22) 1件100万円未満の調定に関する事。
- (23) (略)
- (24) 1件100万円未満の歳入還付に関する事。
- (25) 1件100万円未満の戻入及び振替に関する事。
- (26) 1件100万円未満の歳入歳出外現金に関する事。
- (27) ~ (33) (略)